

サンモールスタジオ使用規約 (2014.04.01 改定)

第1条(目的)

「本規約」は、株式会社サンモールスタジオ(以下、当社という)が占有管理する「サンモールスタジオ」(サンモール第3マンションB1F)の使用を、当社および当社テナント以外の者(以下、使用者という)に許可する場合の諸条件について定めたものです。使用者は、本規約の遵守を条件として「サンモールスタジオ」を利用することが出来ます。

第2条(使用パターンと使用料金)

使用パターンと使用料金(消費税込)

◆使用時間:仕込み～初日・・・10～22時 公演2日目以降・・・開演3時間前～22時

一般料金	84,300円+消費税	93,400円+消費税	演劇以外の各種ライブ・イベント・上映会
演劇料金	74,300円+消費税	84,300円+消費税	通常演劇料金
提携料金	64,800円+消費税	74,300円+消費税	当社選定による10日間以上の利用が基本

※100円以下切り捨て

- ・使用時間には準備、片付け、清掃の時間も含まれます。
- ・仕込み日、公演日ともに、22時以降のご利用は1時間につき¥5,000の延長料金をいただきます。(22:00には完全退館出来るよう、開演時間の調整をご考慮いたします。)
- ・公演2日目以降、開演3時間前より早く劇場入りする場合も、1時間につき¥5,000の前延長料金をいただきます。
- ・電気料金として ¥30 / 1kw (メーター精算) いただきます。(2008/08/01 改訂)
- ・利用料金については税率の変動など社会情勢により、予告なく変動する場合がございます。ご了承ください。

第3条(使用手続き等)

① 使用者は、スタジオ空き状況を確認し、本規約を了解した上で「サンモールスタジオ使用申込書」(以下、「申込書」)に必要事項をすべて記入、押印の上、当社にご提出いただきます。

② 料金の支払い

- 1) 使用者は、申込後1ヶ月以内に前金として¥100,000-を事務所までご持参いただくか、当社指定銀行口座に振込をお願いいたします。
- 2) 利用料金残金については、舞台公演初日までに事務所までご持参ください。
- 3) 使用者側の事由による利用中止の場合、前金は一切払い戻しいたしません。
- 4) 使用日初日をゼロ日として180日以内のキャンセルの場合、劇場費の60%、100日以内の場合には全額をお支払いいただくことになります。

③ 延長申込みについて

使用者は延長を希望する場合、「サンモールスタジオ使用時間延長申込書」に必要事項を正しく記入し、延長希望日の前日までに当社あてに提出してください。*延長時間は最大2時間です。

④ 演出上やむをえず火気(タバコなど)を使用する場合は、使用日をゼロ日として3週間前までに当社にご報告の上、防火管理者の承認を受け、「禁止行為の解除承認申込書」および「申請内容証明書」に必要事項を記入してください。またその書類は使用日をゼロ日として10営業日前までに四谷消防署に受理されなければなりません。

当社は以下の事由に該当する場合、使用を許可しません。また使用期間中であっても使用を拒絶することがあります。その場合には、使用差止前日までの使用料金は払い戻しされません。また、理由の如何によって劇場側は使用者に対して損害賠償を請求できるものとします。

- 1) 申込書の記述事項と異なる使用、または虚偽の記載、誤記を発見した場合。
- 2) その他、使用者となることを拒絶すべき正当な事由があった場合。
- 3) 本規約の不遵守、その他関連する当社から指示、注意が守られない場合。

第4条

- ① 舞台監督・照明スタッフ・音響スタッフは必ずプロの方を立ててください。
- ② 各スタッフは、使用日の2週間前までに当スタジオ職員と機材・設備等、使用の打合せをしなければなりません。その際に、舞台仕込図、照明仕込図、音響仕込図、タイムテーブルを必ずご提出ください。
- ③ 使用者は当日ごとにスタジオの開始・終了を当社職員に報告しなければなりません。
- ④ 「サンモールスタジオ」を使用するにあたっての第三者に対する告知チラシ、ポスター等は、使用者が作製し、必ず入稿前に当社の承認を受けてください。
- ⑤ 告知チラシ、ポスター等に掲載された劇場情報(地図情報、連絡先電話番号、劇場住所)等に誤植がある場合、劇場側は使用者に対して再作成を依頼することが出来るものとします。
- ⑥ 使用者は使用者が行う「サンモールスタジオ」での活動内容への第三者からの問合せに対応しなければなりません。
- ⑦ 舞台セットの材木・布などは全て防炎加工されているものを使用してください。
- ⑧ 使用者の行う活動に対して、第三者などからの苦情が当社にあった場合、当社の指示に従い処置し、報告しなければなりません。
- ⑨ 「サンモールスタジオ」での設営準備、片付け、清掃(スタジオ内外、ロビー、トイレ等)は使用者が行わなければなりません。また当日の使用終了後に、必ず当社スタッフの点検を受けなければなりません。
- ⑩ ご使用期間中に発生したゴミ(舞台上ゴミ除く)は事業者系ゴミとなり、有料となります。

⑪使用者は「可燃」「不燃」「びん」「缶」「ペットボトル」「ダンボール」「古紙」の7種類に分別し、可燃、不燃については「(株)首都圏環境美化センター」有料ゴミ袋をご購入のうえ、所定の場所に破棄してください。ゴミ袋は利用初日に事務所よりお渡しし、最終日に利用枚数分の精算となります。

⑫「サンモールスタジオ」内外の設備、機材、備品などの破損については、発生および発見次第速やかに報告しなければなりません。なお、故意の破損、使用後の破損が発覚した場合は実費にて請求させていただきます。

⑬使用者は「サンモールスタジオ」の使用について、使用者または使用者が管理すべきものの責に期すべき事由により、当社または当社関係者および第三者に与えた損害に対して責任を負い、使用者の費用と責任において一切の処理解決にあたり、当社に迷惑、損害を与えないものとします。

第5条 その他の禁止事項

以下に該当する事項については禁止とし、違反が発覚した場合は第3条項目5に基づき、利用を差し止めることが出来るものとします。

①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーもしくは肖像権その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。

②第三者を差別もしくは誹謗中傷すること、または他社の名誉もしくは信用を毀損する行為。

③スタジオおよびロビーでの喫煙行為。

④危険物などの持込行為。

⑤選挙の事前活動、選挙活動、またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。

⑥宗教布教活動、およびこれらに類似する行為。

⑦上記各号のほか、法令、または公序良俗に違反する行為、「サンモールスタジオ」運営の妨害行為、当社やテナント店舗などへの迷惑行為。

第6条 (当社免責事項)

①使用期間中の「サンモールスタジオ」内での盗難事故、怪我などは、必要な応急措置以外の責任は負わないものとします。

②一時的な停電による利用の中断などが生じた場合は、口頭または文書による使用者宛のお詫び以外の責は追わないものとします。

③機材、設備などの故障は、応急措置および速やかな修復復旧の責を負うのみとします。

④劇場ロビーのLAN 回線利用時のトラブルについて、当社は一切の責任を負わないものとします。(2009/08/01 改訂)

⑤使用者は上記3項目(②、③、④)についての損害賠償その他の責任を当社に要求できないものとします。

第7条 (一般事項)

問題が生じた場合は、善良なる管理者としての当社と、善良なる利用者の立場と本規約の趣旨を基本として、円滑な解決を図るものとします。

(株)サンモールスタジオ 代表取締役 佐山泰三

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-19-10

サンモール第3 マンション8F

tel 03-5367-5622 FAX 03-3355-4390

mail info@sun-mallstudio.com URL <http://www.sun-mallstudio.com>

振込み先:三井住友銀行 新宿支店 普通口座2884197
株式会社サンモールスタジオ